



アイダエンジニアリング株式会社

証券コード6118

第80回 定時株主総会 招集ご通知

日時

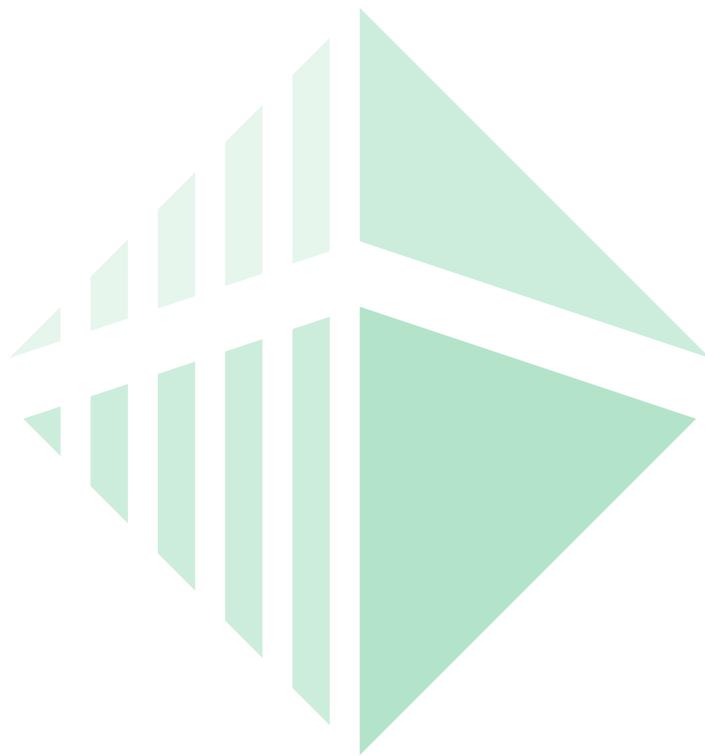
平成27年6月25日(木曜日) 午前10時30分
(受付開始予定 午前9時30分)

場所

アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件



AIDA

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を平成27年6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月



代表取締役社長

会田 仁一

目次



■ 第80回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役9名選任の件	8
添付書類	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	28
■ 監査報告書	30
ご参考	
■ 事業トピックス	33
■ 株主メモ	35

株主各位

証券コード 6118
平成27年6月3日

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
アイダエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 会田 仁一

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成27年6月25日（木曜日） 午前10時30分
- 2. 場 所** 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
当社 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
- 3. 目的事項**
 - 報告事項** 1. 第80期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第80期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

(ご案内)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の議事進行は、日本語で行います。また、当社では通訳を用意しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

下記3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずに、そのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成27年6月25日（木曜日）
午前10時30分

郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成27年6月24日（水曜日）
午後6時 までに到着

インターネットによるご行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限

平成27年6月24日（水曜日）
午後6時 までに入力

詳細は次頁をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスの上、議決権をご行使ください。
- インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネットご利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。

2 議決権行使方法について

- 行使期限は平成27年6月24日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、「ログイン」ボタンを押してください。
- 初回「ログイン」時には、「パスワード」変更画面に遷移いたします。
- 「賛否入力欄」及び「行使用のボタン」がございましたので、<ご注意>の内容をご確認の上、ご利用ください。

(ご注意)

- ・「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、株主様の「パスワード」を弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・「パスワード」は一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

4 その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時 (土・日・祝日を除く))

書面又は電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率(DOE)も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産性向上・品質向上のための設備投資及びグローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 1,950,559,590円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が増え、必要の変更を行うと共に、不要な附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第31条(条文省略) (任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p> <p>第33条～第42条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>	<p>第1条～第31条(現行どおり) (任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p> <p>第33条～第42条(現行どおり)</p> <p>第1条 (削除)</p> <p>第2条 (削除)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役会田仁一、中西直義、片岡博道、金村貞行、八木隆、ヤップ テック メン、増田健、大磯公男の8氏が任期満了となり、平成26年12月13日に取締役山崎猛氏が逝去により退任しておりますので、あらためて取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あい だ きみ かず 会 田 仁 一 (昭和26年12月13日生)	昭和51年12月 当社入社 昭和57年 6月 取締役 平成 元年 9月 代表取締役（現任） 平成 4年 4月 取締役社長（現任） 平成13年 4月 最高経営責任者（CEO）（現任） 平成23年10月 開発本部長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 アイダアメリカ CORP. 会長 アイダ S.r.l. 会長	1,442,565株
2	なか にし なお よし 中 西 直 義 (昭和26年6月3日生)	昭和45年 3月 当社入社 平成 9年 6月 取締役 平成12年 5月 常務取締役 平成13年 6月 取締役（現任） 平成22年 1月 生産本部長 平成22年 6月 事業執行責任者（COO）（現任） 平成23年10月 副社長執行役員（現任） 平成25年 1月 営業・サービス本部長 平成26年 3月 グローバル事業推進室長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD. 会長 会田鍛圧机床有限公司董事長	122,521株
3	かね むら さだ ゆき 金 村 貞 行 (昭和30年5月30日生)	昭和63年 7月 当社入社 平成21年 2月 サービス事業本部長 平成21年 6月 執行役員 平成23年 6月 取締役（現任） 平成24年 6月 常務執行役員（現任） 平成25年 1月 営業・サービス本部副本部長 平成26年 3月 サービス本部長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。	10,346株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ヤップ テック メン (昭和37年9月4日生)	平成 8年 6月 アイダマニファクチャリング (マレーシア) SDN. BHD. (現アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.) 入社 平成19年11月 当社執行役員 平成22年 6月 当社常務執行役員 平成25年 6月 当社取締役上席執行役員 平成26年 6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 アイダグレーターアジアPTE. LTD. 会長兼社長 アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. 社長 会田工程技術有限公司董事長	0株
5	ます だ けん 増 田 健 (昭和35年10月14日生)	平成 3年 2月 当社入社 平成22年 6月 管理部長 平成24年 6月 執行役員 平成25年 6月 取締役上席執行役員 (現任) 平成26年 3月 管理本部長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 アイダホンコンLTD. 会長兼社長	8,344株
6	きた の つかさ ※北 野 司 (昭和35年12月8日生)	平成 元年 7月 当社入社 平成23年10月 営業・サービス本部副本部長 平成24年 6月 執行役員 平成25年 6月 上席執行役員 (現任) 平成27年 3月 営業本部長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。	5,820株
7	すず き とし ひこ ※鈴 木 利 彦 (昭和36年8月28日生)	平成23年12月 当社入社 平成26年 3月 営業本部副本部長 平成26年 6月 執行役員 (現任) 平成27年 5月 技術本部長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。	2,068株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	<p>社外 独立役員</p> <p>おお いそ きみ お 大 磯 公 男 (昭和21年10月8日生)</p> <p>平成26年度開催の取締役会出席率 100% (12回全て)</p>	<p>平成12年 7月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 監査役</p> <p>平成19年 7月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>平成20年 6月 当社監査役</p> <p>平成22年 7月 財団法人(現公益財団法人) 心臓血管 研究所理事長</p> <p>平成24年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	4,029株
9	<p>社外 独立役員</p> <p>ご み ひろ ふみ ※五 味 廣 文 (昭和24年5月13日生)</p>	<p>昭和47年 4月 大蔵省 (現財務省、以下同様) 入省</p> <p>平成 8年 7月 大蔵省銀行局調査課長</p> <p>平成10年 6月 金融監督庁 (現金融庁) 検査部長</p> <p>平成12年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長</p> <p>平成13年 7月 金融庁検査局長</p> <p>平成14年 7月 金融庁監督局長</p> <p>平成16年 7月 金融庁長官</p> <p>平成19年 7月 金融庁離職</p> <p>平成21年11月 青山学院大学特別招聘教授 (現任)</p> <p>平成23年 6月 株式会社ミロク情報サービス監査役 (現任)</p> <p>平成26年 1月 西村あさひ法律事務所アドバイザー (現任)</p> <p>平成27年 2月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は新任候補者であります。
 3. 各候補者の所有する当社の株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。
 4. 大磯公男氏及び五味廣文氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- ①社外取締役候補者の選任理由について
 大磯公男氏は、生命保険会社の元役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 五味廣文氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、元金融庁長官としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、当社は大磯公男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、五味廣文氏についても、選任が承認された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ②社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 大磯公男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- ③社外取締役との責任限定契約について
 大磯公男氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、五味廣文氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州経済や中国を初めとする新興国経済が低迷するなかで、堅調な米州経済に支えられ全体として緩やかな回復基調を辿りました。国内経済については、消費増税の反動はあったものの、円安等の影響で企業業績は順調に推移しました。また、賃上げや原油安等により消費マインドも改善しつつあり、総じて景気は緩やかに回復している状況です。

鍛圧機械業界におきましては、北米、欧州向けが堅調に推移したものの、東南アジア、中国向けの落ち込みが響き、輸出全体では前年度比マイナスとなりました。一方で、国内受注は設備投資促進減税効果の影響等もあり年度後半より好調に推移し、全体の受注高は前年度比10.5%増の1,559億3千3百万円（一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

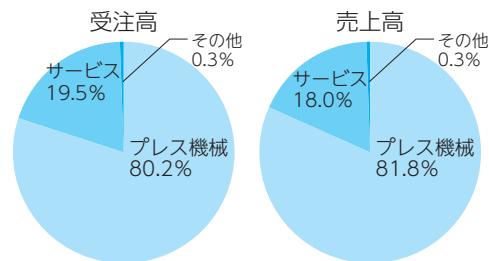
このような状況の下、当社グループは当連結会計年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)において、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する」というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技术追求、という3つの重要指針を掲げ、事業基盤の強化と収益拡大に取り組んでおります。当連結会計年度においては、研究開発や海外生産体制の強化に努めるとともに、販売面ではグループ各社がグローバルに連携し、顧客層の拡大に傾注してまいりました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、欧州やアジアでの売上が落ち込むなか、米州や国内での売上を順調に伸ばし、全体では過去最高の768億9千7百万円（前連結会計年度比10.5%増）となり、営業利益は増収効果および原価率改善等により過去最高の78億6千3百万円（同24.4%増）となりました。経常利益は、営業外収益として為替差益を2億9千8百万円計上したこと等により82億8百万円（同22.2%増）となり、当期純利益は税務上の繰越欠損金の解消により税負担は増えましたが増益効果により過去最高の62億5百万円（同21.0%増）となりました。なお、受注高は、大口案件のずれ込み等の影響により、全体では702億5千6百万円（同8.4%減）となり、受注残高は519億3千4百万円（同11.3%減）となりました。

(2) 部門別の概況

(単位：百万円)

区 分	受注高		売上高	
	金額	前期比増減	金額	前期比増減
プレス機械	56,355	△13.0%	62,893	10.4%
サービス	13,717	17.7%	13,803	11.0%
その他	183	△13.8%	199	4.0%
合計	70,256	△8.4%	76,897	10.5%



a. プレス機械

受注高は大口受注案件のずれ込み等により563億5千5百万円（前連結会計年度比13.0%減）となりましたが、売上高は国内や米州向けが増加し628億9千3百万円（同10.4%増）となりました。

b. サービス

近代化工事案件が好調だったこと等により、受注高は137億1千7百万円（前連結会計年度比17.7%増）、売上高は138億3百万円（同11.0%増）となりました。

c. その他

受注高は1億8千3百万円（前連結会計年度比13.8%減）、売上高は1億9千9百万円（同4.0%増）となりました。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は19億5千8百万円であり、主なものは、イタリアにおける生産機能強化（内製化向上）、タイ、インドネシアにおける事務所・サービス工場建設、日本国内における環境整備（インフラ、福利厚生施設等）等であります。

(4) 資金調達の状況

当期において、重要な借入並びに株式及び社債の発行はありませんでした。

(5) 対処すべき課題

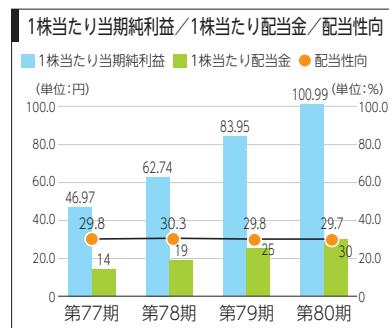
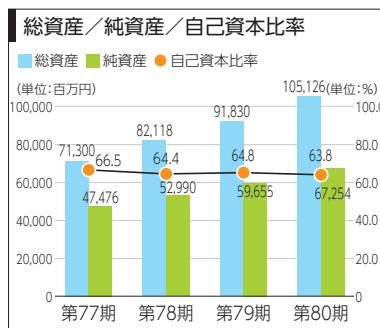
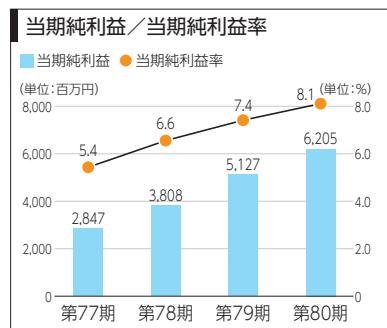
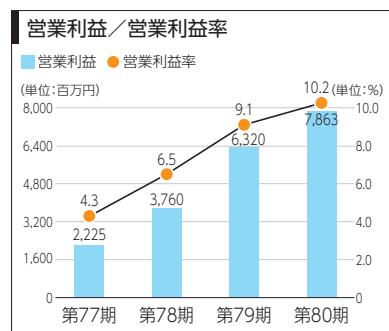
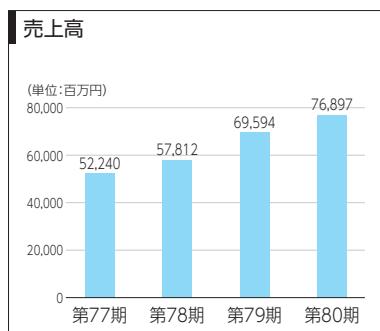
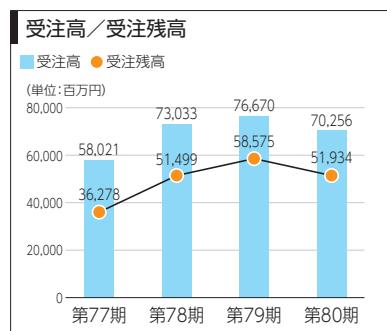
国内経済は企業業績の回復や消費マインドの改善等により緩やかではあるものの回復基調を迎える見込みです。世界経済も引き続き緩やかに回復するものと思われませんが、中国経済の減速に加え、米国経済も鈍化の兆しを見せております。地政学的リスクの拡大も懸念されており、先行きについては不透明感が漂っております。更に、競合他社との競争はグローバルベースで厳しさを増しており、当社グループを取り巻く環境は必ずしも楽観できる状況にはありません。

当社グループは、当連結会計年度よりスタートさせた3カ年の中期経営計画において、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する」をビジョンとして掲げるとともに、「更なる事業拡大を実現する基盤の構築」、「グローバル市場におけるトップブランドの確立」、「素形材成形の新技術追求」という3つの重要指針に沿い、さらなる事業基盤の強化、収益力の向上、商品力の強化に取り組んでまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (23.4.1～24.3.31)	第78期 (24.4.1～25.3.31)	第79期 (25.4.1～26.3.31)	第80期 (当連結会計年度) (26.4.1～27.3.31)
受注高 (百万円)	58,021	73,033	76,670	70,256
売上高 (百万円)	52,240	57,812	69,594	76,897
営業利益 (百万円)	2,225	3,760	6,320	7,863
経常利益 (百万円)	3,025	4,077	6,715	8,208
当期純利益 (百万円)	2,847	3,808	5,127	6,205
1株当たり当期純利益 (円)	46.97	62.74	83.95	100.99
純資産 (百万円)	47,476	52,990	59,655	67,254
総資産 (百万円)	71,300	82,118	91,830	105,126

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数（期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数）で除して算出してあります。
 2. 会計方針の変更に伴い、第77期から第79期までの数値は遡及修正しております。



(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、プレス機械を主力とする鍛圧機械、これに付帯する各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

- ・本社 神奈川県相模原市
- ・営業所 小山（栃木県小山市）、高崎（群馬県高崎市）、神奈川（神奈川県相模原市）
浜松（静岡県浜松市）、中部（愛知県安城市）、大阪（大阪府門真市）
中四国（広島県福山市）
- ・出張所 福岡（福岡県福岡市）
- ・工場 相模工場、津久井工場、下九沢工場（神奈川県相模原市）
白山工場（石川県白山市）

②子会社の主要な事業所

会社名	本社所在地	工場所在地
株式会社アクセス	石川県 白山市	石川県 白山市
アイダアメリカ C O R P .	アメリカ オハイオ州	アメリカ オハイオ州
アイダ S . r . l .	イタリア プレシア市	イタリア プレシア市
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	シンガポール	
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	マレーシア ジョホール州
アイダホンコン L T D .	香港	
会田工程技術有限公司	中国 上海市	
会田鍛压机床有限公司	中国 江蘇省 南通市	中国 江蘇省 南通市

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社アクセス	50百万円	100	電子制御装置及び自動装置システムの製造・販売
アイダアメリカ C O R P .	32,709千米ドル	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダ S . r . l .	30,000千ユーロ	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	300千シンガポールドル	100	プレス機械の販売・サービス
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	64,842千リンギット	(注) 100	プレス機械の製造・販売
アイダホンコン L T D .	660千香港ドル	100	プレス機械の販売・サービス
会田工程技術有限公司	168,857千人民元	(注) 100	プレス機械の販売・サービス
会田鍛压机床有限公司	130,094千人民元	(注) 100	プレス機械の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、子会社保有の間接保有割合を含め記載しております。
2. 上記を含め、当社の連結子会社は21社となっております。

(10) 従業員の状況

(平成27年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,818名	90名増

(11) 主要な借入先

(平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
第一生命保険株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500
株式会社みずほ銀行	391

(注) 外貨建ての借入金残高は、当年度末の為替レートで円換算しております。

(12) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当するものではありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当するものではありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当するものではありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当するものではありません。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当するものではありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 188,149,000株
- (2) 発行済株式の総数 73,647,321株（自己株式8,628,668株を含む）
- (3) 株主数 6,994名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
第一生命保険株式会社	4,000	6.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,415	5.25
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	3,395	5.22
日本生命保険相互会社	2,533	3.90
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.87
株式会社みずほ銀行	2,179	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,799	2.77
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	1,450	2.23
C M B L S . A . R E M U T U A L F U N D S	1,446	2.22
会 田 仁 一	1,433	2.20

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（65,018,653株）を基準に算出しております。
 2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、株式給付信託（J-ESOP）における当社株式の再信託先です。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成26年5月13日開催の当社取締役会決議により消却した自己株式

- ① 消却した株式の種類 普通株式
- ② 消却した株式の数 5,500,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 6.95%）
- ③ 消却した株式の総額 2,689百万円
- ④ 消却日 平成26年5月30日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行決議日（取締役会）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使金額	人数	権利行使期間
平成17年9月30日（注）1	9個	普通株式 9,000株	725円	1人	平成19年7月1日から平成27年3月31日まで
平成19年9月10日（注）2	15個	普通株式 15,000株	1円	2人	平成19年9月27日から平成49年9月26日まで
平成20年9月8日（注）2	23個	普通株式 23,000株	1円	3人	平成20年9月26日から平成50年9月25日まで
平成21年9月7日（注）2	53個	普通株式 53,000株	1円	3人	平成21年9月26日から平成51年9月25日まで
平成22年9月7日（注）2	48個	普通株式 48,000株	1円	3人	平成22年9月25日から平成52年9月24日まで
平成23年9月13日（注）2	42個	普通株式 42,000株	1円	5人	平成23年9月30日から平成53年9月29日まで
平成24年11月13日（注）2	53個	普通株式 53,000株	1円	5人	平成24年11月30日から平成54年11月29日まで
平成25年9月10日（注）2	39個	普通株式 39,000株	1円	6人	平成25年9月27日から平成55年9月26日まで
平成26年9月9日（注）2	28個	普通株式 28,000株	1円	6人	平成26年9月30日から平成56年9月29日まで

（注）1. 当該新株予約権等の権利行使期間は平成27年3月31日で終了しております。

2. 当該新株予約権等は、役員退職慰労金制度に代わる制度としての株式報酬型ストック・オプションを割り当てるためのものです。

②社外取締役の保有状況

該当するものではありません。

③監査役の保有状況

該当するものではありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当するものではありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものではありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

当社での地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	会田 仁一	最高経営責任者（CEO）、開発本部長、アイダアメリカCORP.会長、アイダS.r.l.会長
取締役	中西 直義	副社長執行役員、事業執行責任者（COO）、グローバル事業推進室長、アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD.会長、会田鍛圧机床有限公司董事長
取締役	片岡 博道	常務執行役員、グローバル事業推進室副室長
取締役	金村 貞行	常務執行役員、サービス本部長
取締役	八木 隆	常務執行役員、グローバル事業推進室副室長、一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会長
取締役	ヤップ テック メン	常務執行役員、アイダグレイターアジアPTE. LTD.会長兼社長、アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD.社長、会田工程技術有限公司董事長
取締役	増田 健	上席執行役員、管理本部長、アイダホンコンLTD.会長兼社長
取締役	大磯 公男	
常勤監査役	松本 誠郎	
監査役	金井 洋	第一生命保険株式会社取締役専務執行役員
監査役	巻之内 茂	弁護士、巻之内・上石法律事務所所長

- (注) 1. 大磯公男氏は社外取締役であります。
 2. 監査役は全員が社外監査役であります。
 3. 社外取締役及び社外監査役につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役松本誠郎氏は都市銀行において内部監査業務に従事し、又、監査役も務めた実績があり、監査役金井洋氏は生命保険会社において融資・審査業務に従事した実績があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役八木隆氏は平成27年5月15日付で一般社団法人日本鍛圧機械工業会の代表理事会長を退任いたしました。
 6. 監査役金井洋氏は平成27年3月31日付で第一生命保険株式会社の取締役専務執行役員を退任し、同年4月1日付で第一フロンティア生命保険株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
 7. 当事業年度中に退任した役員の状況は以下のとおりです。

退任時の当社での地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
取締役	山崎 猛		平成26年12月13日	逝去による退任

(2) 社外役員の状況（平成27年3月31日現在）

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

- ・監査役金井洋氏：第一生命保険株式会社取締役専務執行役員

同社は当社の大株主であり、当社は同社と保険契約を締結し、金銭借入等の取引があります。

- ・監査役巻之内茂氏：巻之内・上石法律事務所所長

当社と同事務所との間には取引関係はありません。

②他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況

該当するものではありません。

③当事業年度における活動状況

当社での地位	氏名	当期の活動状況
取締役	山崎 猛	当事業年度において、同氏が取締役退任までに開催された取締役会9回中5回に出席しました。都市銀行の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上有用な助言・提言を適宜行っております。
取締役	大磯 公男	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席しました。生命保険会社の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上有用な助言・提言を適宜行っております。
常勤監査役	松本 誠郎	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会10回全てに出席しました。銀行業界を中心とする豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ多角的な観点から、審議に必要な意見表明等の発言を適宜行っております。
監査役	金井 洋	当事業年度に開催された取締役会12回中9回、監査役会10回全てに出席しました。生命保険会社の現役役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ実践的な観点から、審議に必要な意見表明等の発言を適宜行っております。
監査役	巻之内 茂	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会10回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、客観的かつ専門的な観点から、審議に必要な意見表明等の発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人員	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役（社外取締役を除く）	7名	104百万円	28百万円	112百万円	245百万円
社外取締役	2名	13百万円	—	—	13百万円
監査役（全員社外監査役）	3名	25百万円	—	—	25百万円

- (注) 1. 上記の報酬等は、平成26年12月13日に逝去により退任した取締役1名分を含んでおります。
 2. 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役のうち6名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として1億4千3百万円（子会社による支払いを含む）を支払っております。
 4. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）であります。（平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議）
 5. 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。（平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議）
 6. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。（平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議）

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の状況

該当するものではありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	①当事業年度に係る報酬等の額	②当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	40百万円	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の重要な海外子会社であるアイダアメリカCORP.、アイダS.r.l.、アイダグレイターアジアPTE. LTD.、アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.、アイダホンコンLTD.、会田工程技術有限公司、会田鍛圧机床有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当するものではありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として平成24年3月15日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。

また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議等において多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告することとする。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により十分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。

⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社については当社事業セグメント又はグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会又は経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。

また、内部統制監査室は、子会社の管掌部門又は関連業務部門と連携して子会社の経営管理体制及び業務プロセスの妥当性、効率性の監査を行うものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

⑦上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記⑥に定める使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。

また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。

また、取締役及び使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するものとする。

上記の内容は、当事業年度末日現在として記載しておりますが、平成27年4月10日開催の取締役会決議により、会社法改正への対応、ならびに内容の充実を図ることを目的として改定を行っております。

なお、改定の内容につきましては、当社ホームページにて開示を行っております。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様

が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界17ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、『環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する』というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するためのさらなる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでまいります。

当社グループは、このような取り組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、経営理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社株員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

- ③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続して採用することを決議し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。本対応方針では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成25年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

- ④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社株員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由
- ・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記

しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、係る大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

- ・本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

- ・本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は係る本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合等、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告の数値は、特にことわりのない箇所について、金額は単位未満切捨、比率は単位未満四捨五入で表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (平成26年3月 31日現在)	当年度 (平成27年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)		前年度 (ご参考) (平成26年3月 31日現在)	当年度 (平成27年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
資産の部				負債の部			
流動資産	63,567	74,614	11,047	流動負債	27,951	33,328	5,376
現金及び預金	19,579	22,868	3,289	買掛金	7,781	9,930	2,148
受取手形及び売掛金	19,768	22,585	2,817	電子記録債務	1,931	2,769	837
電子記録債権	114	242	127	短期借入金	991	391	△600
有価証券	7,200	7,200	—	一年内返済長期借入金	500	500	—
製品	1,231	2,504	1,272	未払金	1,052	1,212	159
仕掛品	8,710	9,318	607	未払法人税等	943	1,182	238
原材料及び貯蔵品	1,719	2,705	986	前受金	9,293	10,799	1,506
繰延税金資産	1,459	1,434	△24	製品保証引当金	1,427	1,479	51
その他	3,853	5,824	1,971	賞与引当金	1,087	1,096	8
貸倒引当金	△69	△69	△0	役員賞与引当金	54	58	4
固定資産	28,263	30,511	2,248	受注損失引当金	324	80	△244
有形固定資産	17,645	19,233	1,588	圧縮未決算特別勘定	—	1,224	1,224
建物及び構築物	7,237	7,688	451	その他	2,563	2,604	41
機械装置及び運搬具	4,395	4,300	△95	固定負債	4,223	4,543	319
土地	5,088	5,102	14	長期借入金	1,000	1,000	—
建設仮勘定	433	1,524	1,090	長期未払金	250	424	173
その他	489	617	127	株式給付引当金	160	200	40
無形固定資産	1,092	1,121	29	退職給付に係る負債	114	102	△11
借地権	593	654	61	繰延税金負債	2,367	2,441	73
ソフトウェア	498	449	△48	その他	330	373	42
その他	0	17	16	負債合計	32,174	37,871	5,696
投資その他の資産	9,525	10,156	630	純資産の部			
投資有価証券	5,231	5,804	572	株主資本	55,639	60,008	4,368
退職給付に係る資産	582	519	△63	資本金	7,831	7,831	—
保険積立金	3,456	3,488	31	資本剰余金	12,498	12,415	△83
繰延税金資産	93	162	68	利益剰余金	43,288	44,951	1,663
その他	237	208	△29	自己株式	△7,978	△5,188	2,789
貸倒引当金	△77	△27	49	その他の包括利益累計額	3,894	7,096	3,202
資産合計	91,830	105,126	13,295	その他有価証券評価差額金	2,529	3,056	526
				繰延ヘッジ損益	△219	△211	8
				為替換算調整勘定	1,367	3,754	2,387
				退職給付に係る調整累計額	216	496	280
				新株予約権	121	149	28
				純資産合計	59,655	67,254	7,599
				負債・純資産合計	91,830	105,126	13,295

連結損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位 百万円）

	前年度（ご参考） （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	増減 （ご参考）
売上高	69,594	76,897	7,302
売上原価	54,617	59,650	5,032
売上総利益	14,976	17,246	2,270
販売費及び一般管理費	8,656	9,383	727
営業利益	6,320	7,863	1,542
営業外収益	525	639	113
受取利息	76	115	39
受取配当金	73	92	18
為替差益	236	298	61
養老保険満期償還益	64	28	△36
その他	73	104	30
営業外費用	130	293	162
支払利息	39	40	1
支払手数料	24	79	55
その他	67	173	105
経常利益	6,715	8,208	1,493
特別利益	28	427	398
固定資産売却益	3	4	0
投資有価証券売却益	25	—	△25
受取保険金	—	423	423
特別損失	159	93	△66
固定資産売却損	0	0	△0
固定資産除却損	159	91	△68
その他	—	1	1
税金等調整前当期純利益	6,584	8,543	1,959
法人税、住民税及び事業税	1,258	2,111	852
法人税等調整額	197	226	29
少数株主損益調整前当期純利益	5,127	6,205	1,077
当期純利益	5,127	6,205	1,077

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (平成26年3月 31日現在)	当年度 (平成27年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)		前年度 (ご参考) (平成26年3月 31日現在)	当年度 (平成27年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
資産の部				負債の部			
流動資産	33,651	42,410	8,758	流動負債	12,944	15,901	2,956
現金及び預金	2,852	6,271	3,419	買掛金	4,263	4,809	545
受取手形	2,800	1,356	△1,443	電子記録債務	1,931	2,769	837
電子記録債権	114	242	127	一年内返済長期借入金	500	500	—
売掛金	13,548	17,132	3,583	未払金	756	736	△20
有価証券	7,200	7,200	—	未払費用	340	372	32
製品	294	780	485	未払法人税等	578	948	370
仕掛品	3,414	4,233	818	前受金	2,249	2,382	133
原材料及び貯蔵品	323	363	39	預り金	135	38	△96
前渡金	119	—	△119	製品保証引当金	655	683	28
前払費用	66	68	2	賞与引当金	734	697	△36
繰延税金資産	903	885	△17	役員賞与引当金	54	58	4
未収入金	1,060	2,016	956	受注損失引当金	28	—	△28
短期貸付金	—	782	782	圧縮未決算特別勘定	—	1,224	1,224
立替金	813	1,026	213	その他	716	679	△36
その他	140	50	△90	固定負債	3,297	3,676	379
固定資産	27,064	25,910	△1,154	長期借入金	1,000	1,000	—
有形固定資産	9,931	10,726	795	長期未払金	250	424	173
建物	3,486	3,658	172	株式給付引当金	136	170	33
構築物	39	94	55	退職給付引当金	—	231	231
機械及び装置	1,575	1,275	△300	繰延税金負債	1,879	1,812	△66
車輛運搬具	26	18	△8	その他	31	37	6
工具器具及び備品	178	186	8	負債合計	16,241	19,578	3,336
土地	4,575	4,575	0	純資産の部			
建設仮勘定	36	912	876	株主資本	41,974	45,737	3,762
その他	12	4	△8	資本金	7,831	7,831	—
無形固定資産	442	416	△26	資本剰余金	12,425	12,425	—
ソフトウェア	442	398	△43	資本準備金	12,425	12,425	—
その他	0	17	16	利益剰余金	29,696	30,670	973
投資その他の資産	16,689	14,767	△1,922	利益準備金	1,957	1,957	—
投資有価証券	5,196	5,776	579	その他利益剰余金	27,739	28,712	973
関係会社株式	7,800	5,443	△2,357	配当準備積立金	1,370	1,370	—
長期貸付金	50	—	△50	研究開発積立金	5,400	5,400	—
従業員長期貸付金	5	3	△2	為替変動積立金	2,000	2,000	—
破産・更生債権等	1	2	0	株式消却積立金	6,000	6,000	—
長期前払費用	7	10	2	買換資産圧縮積立金	1,009	1,037	27
保険積立金	3,446	3,478	31	別途積立金	6,710	6,710	—
差入保証金	19	18	△1	繰越利益剰余金	5,248	6,194	945
その他	237	62	△174	自己株式	△7,978	△5,188	2,789
貸倒引当金	△76	△26	49	評価・換算差額等	2,377	2,855	477
資産合計	60,716	68,320	7,604	その他有価証券評価差額金	2,509	3,031	521
				繰延ヘッジ損益	△131	△175	△43
				新株予約権	121	149	28
				純資産合計	44,474	48,742	4,268
				負債・純資産合計	60,716	68,320	7,604

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	増減 (ご参考)
売上高	38,564	45,054	6,490
売上原価	29,960	35,552	5,591
売上総利益	8,603	9,502	898
販売費及び一般管理費	4,841	5,333	492
営業利益	3,762	4,168	405
営業外収益	553	2,587	2,033
受取利息	0	2	1
有価証券利息	4	6	2
受取配当金	73	2,245	2,171
固定資産賃貸料	147	131	△15
為替差益	230	132	△98
養老保険満期償還益	64	28	△36
その他	32	40	7
営業外費用	167	257	89
支払利息	26	20	△5
固定資産賃貸費用	82	80	△2
支払手数料	24	79	55
その他	33	76	42
経常利益	4,148	6,498	2,349
特別利益	27	423	396
固定資産売却益	1	0	△1
投資有価証券売却益	25	—	△25
受取保険金	—	423	423
特別損失	155	92	△62
固定資産売却損	0	—	△0
固定資産除却損	155	91	△64
その他	—	1	1
税引前当期純利益	4,020	6,828	2,808
法人税、住民税及び事業税	507	1,193	685
法人税等調整額	460	81	△378
当期純利益	3,051	5,553	2,501

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該事業年度における体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、又は往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

アイダエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松本 誠 郎 ㊟

監査役（社外監査役） 金井 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 巻之内 茂 ㊟

以 上

新中期経営計画（平成27年3月期～平成29年3月期）の達成に向け、初年度に実施した重点施策3項目についてご報告いたします。

市場・顧客開拓

米国大手自動車メーカーから新規受注の獲得

当社は、米国自動車ビッグスリーの1社からアメリカ工場へ納入する順送加工用サーボプレスを受注しました。加圧能力3,000トンクラスの大型機ながら、生産ストロークは50min⁻¹という高い生産性が特長です。またサーボプレスならではの自在なモーション設定により、自動車骨格部品用の高張力鋼板（ハイテン材）を高精度に加工することが可能です。

平成25年度に、生産性従来比1.5倍を実現する大型順送加工用サーボプレス機を発表以降、当社の高機能サーボシステムは世界で受注を拡大してまいりました。背景には、自動車メーカー各社の地球温暖化対策としての車体軽量化による燃費性能向上への取り組みがあります。高張力鋼板による車体の薄肉化、アルミニウム合金など軽量な材料の採用拡大など、今後も難加工材の使用はさらに加速すると考えられます。

当社は成形システムビルダとして、独自のサーボ・制御・成形技術などを駆使し、今後もお客様の課題解決に最適なシステムをご提案してまいります。

欧州市場におけるブランド力の向上

平成26年10月、世界最大の板金加工テクノロジー国際見本市「EuroBLECH2014」がドイツで開催されました。当社は、低速・高トルクの大容量モータを搭載した加圧能力400トンのダイレクトサーボプレスを出展し、980Mpa（100キロ）級の高張力鋼板の成形を実演しました。出展機では、「電動油圧式サーボダイクッション」を組み合わせ、上下方向から複動成形することにより、高張力鋼板成形品の内部応力や変形といった課題が解消され、安定した高精度加工が実現することをPRし、来場者の注目を集めました。当社はこれからも日本発のプレミアムブランドとして、欧州市場における一層の浸透を図ってまいります。



ダイレクトサーボプレス「DSF-M2-4000」とアイダグループ社員



EuroBLECHでの当社ブースご来場風景

商品力強化

日刊工業新聞社主催「第57回2014年十大新製品賞 本賞」受賞

自動車業界を取り巻く環境は、リーマンショック後の生産や為替の急激な変動、また新興国メーカーの台頭など、激変が続いており、経済情勢の変化や海外展開にも迅速に対応できるよう、設備の小型化・高効率化が求められるようになってきました。

当社が開発した「コンパクト高速サーボタンデムライン」は、工程毎に小型化したサーボプレス機を直列に並べて高速搬送機と組み合わせさせたシステムです。本ラインは、大型トランスファ機械と比べて、生産性は同等以上、設備コストおよび納期は共に大幅に削減されます。複雑な金型が必要無いため金型コスト低減が図れるうえ、高張力鋼板の多工程加工などで特に問題となる偏芯荷重によるスライドの傾きも発生しません。しかも生産量に合わせてラインの分割、追設や移設もフレキシブルに行うことができるなど、まさに時代の要請に応える新しい生産システムとして、今回の受賞が決定しました。



受賞した「コンパクト高速サーボタンデムライン」

グローバル化への邁進

東南アジアに新社屋完成

平成26年3月にインドネシア、平成27年4月にはタイに、それぞれ新社屋を建設し、現地法人事務所を移転いたしました。インドネシアの新社屋はジャカルタから東へ約35キロにあるKota Jababeka地区にあり、この地域にはおよそ30か国以上から集まった1,650の企業で100万人の人々が働いています。また、タイの新社屋は、高速道路や空港にも近く、アクセスの良いSamutprakarn 地区にあります。いずれも多くのお客様の近くに位置しており、お客様に一層ご満足いただけるサービスを提供することが可能となりました。各新社屋には、近代化事業（オーバーホールやレトロフィット工事）設備、スペアパーツセンター、研修・セミナー用会議室等を備えるなど、より迅速できめ細かいサポートにより、東南アジア市場における更なる競争力の強化を図ってまいります。



AIDA (THAILAND) CO., LTD.新社屋



PT. AIDA INDONESIA新社屋

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

定時株主総会 毎年6月下旬

剰余金の
配当基準日 毎年3月31日

単元株式数 100株

公告方法 電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由によっ
て電子公告による公告をすることができない
場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
公告掲載URL
(<http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html>)

株式に関するお問合せ先

- ◆証券会社等に口座をお持ちの場合
 - お取引先の証券会社等にご連絡ください。
※未受領の配当金につきましては、下記に記載の
みずほ信託銀行株式会社証券代行部にご連絡く
ださい。
- ◆証券会社等に口座をお持ちでない場合
(特別口座の場合)
 - みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
にご連絡ください。
〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
専用フリーダイヤル **0120-288-324**
(土・日・祝日を除く 9:00～17:00)



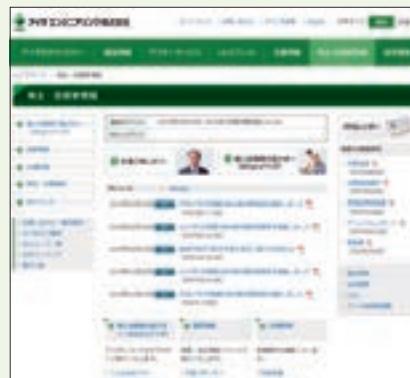
WEBサイトのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.aida.co.jp>

アイダ

検索



メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室
電話 042-772-5231(代表)



交通のご案内

- JR横浜線・JR相模線・京王相模原線
橋本駅南口下車徒歩約15分、タクシーにて約5分
- 当日、橋本駅南口より当社送迎バスを運行いたします。
出発時刻…9:50及び10:10(会場まで約5分)
- 株主総会終了後に橋本駅南口までの当社送迎バスを適時運行いたします。

当日ご出席いただく株主の皆様へ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境保全のため
植物油インキで印刷しています。